

岐阜県乳用牛雌胚等譲渡要領

（目的）

第一条 この要領は、岐阜県畜産研究所（酪農研究部）で飼養する乳用牛から採取、雌雄判別した雌胚及び性選別された雌精液を利用して生産した体内胚・体外胚（以下「乳用牛雌胚等」という。）の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

（採胚牛の能力）

第二条 胚及び卵子を採取する乳用牛は、胚の移植により生産される雌牛が岐阜県内（以下県内）の生乳生産、改良に資するべく遺伝的能力の高いものとし、その能力基準は別に定める。

（譲渡の相手方）

第三条 乳用牛雌胚等の譲渡を受けることができる者は、県内の農家、獣医師、家畜受精卵移植を行うことが出来る人工授精師、市町村及び、農業協同組合及び（一社）岐阜県農畜産公社その他岐阜県畜産研究所長（以下「所長」という。）が適当と認める団体若しくは個人とする。

（乳用牛雌胚等の活用法）

第四条 乳用牛雌胚等は県内で飼養されている乳用牛に移植し、生産された雌牛は県内で有効活用するものとする。

（譲渡申込み）

第五条 譲渡を希望する者は、別記第1号様式に必要事項を記入し、畜産研究所酪農研究部に提出するものとする。

（譲渡決定）

第六条 前条の規定により申込みを受けた所長は、第三条に規定する譲渡の相手方に該当するか等の内容を審査し、その諾否を決定し、別記第2号様式により申込者に通知する。

（譲渡方法）

第七条 譲渡は、畜産研究所（酪農研究部）において直接引き渡すものとする。譲渡を受けたものは別記第3号様式による受領書を提出する。

(雌胚の移植と報告)

第八条 譲渡を受けた乳用牛雌胚等は可能な限り早期に移植を行うものとする。また移植後は別記第4号様式により畜産研究所(酪農研究部)へ報告することとする。

(譲渡価格)

第九条 乳用牛雌胚等の譲渡価格については、所長が毎年度別に定め、告知するものとする。

(代金の納付)

第十条 第六条の承諾の決定を受けた者は、前条の規定による代金を所長が発行する岐阜県納入通知書により納付するものとする。

(雑則)

第十一条 本要領に定めるもののほか、乳用牛雌胚等の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年1月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。